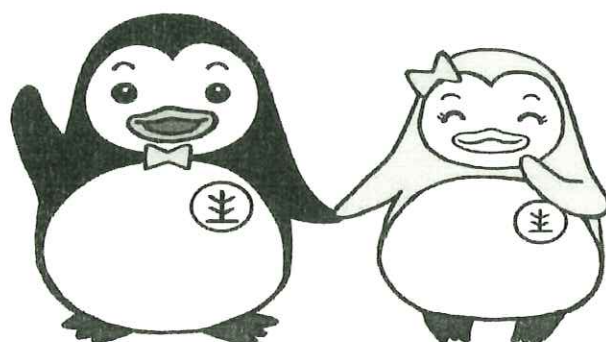


野田村再犯防止推進計画

令和5年12月
野 田 村



—更生保護マスコットキャラクター「更生ペンギンのホゴちゃん」—

立ち直ろうとする人をいつも温かく見守り、犯罪や非行のない明るい社会を願う心優しいペンギンです。

目 次

1	策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	現状と課題	2
5	取組方針	2
6	具体的取組	2
(1)	安全で安心な地域づくりの推進	2
(2)	就労支援・住居の確保支援	3
(3)	保健医療・福祉サービスの利用推進	3
(4)	非行の防止・学校と連携した修学支援	4
(5)	広報・啓発活動の推進	4
参考資料		
	久慈警察署管内における罪種別検挙の状況	5
	再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）概要	6

1 計画策定の趣旨

近年、全国の刑法犯認知件数は減少傾向にある一方で、刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合（再犯者率）は上昇傾向にあることから、安全で安心して暮らせる社会を構築するうえで「再犯防止」が重要な取組として認識されるようになりました。

こうした中で国においては国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することなどによる再犯の防止等が犯罪対策において重要であることを鑑み、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という。）を制定、施行し、平成 29 年 12 月には「再犯防止推進計画」を閣議決定しました。

また、県においては新たな法律とこれまでの取組を踏まえ、関係機関及び団体と連携のもと、地域の実情に応じた再犯防止施策の検討を行い、令和 3 年 3 月に「岩手県再犯防止推進計画」を策定しました。

こうしたことから、本村においても再犯防止等に関する取組を推進するため、「野田村再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等※が社会で孤立することなく、地域社会の理解と協力を得ながら円滑に社会復帰できるよう支援することで、村民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

※「犯罪をした者等」とは、再犯防止推進法第 2 条第 1 項に基づき、犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者を指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「再犯防止推進法」第 8 条第 1 項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。

3 計画の期間

計画期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化など、必要に応じて見直しを行います。

4 現状と課題

久慈警察署管内における刑法犯検挙者数に占める再犯者率は、令和3年度41.2%で、近年ほぼ横ばいで推移している状況です。

犯罪をした者等の中には、高齢者や障がいのある人など福祉的な支援が必要な人、刑務所等からの出所時に住居や就労先がなく生活が不安定な人などがいます。そのことが社会復帰を困難なものにし、再犯につながる場合があります。罪を犯した人を地域社会で受け入れ、支えていくことが重要であり、本村においても「再犯防止」は取り組むべき課題といえます。

5 取組方針

再犯防止推進法第3条の「基本理念」や国・県の再犯防止推進計画を基本とし、本村の実情を踏まえ、次の取り組みを推進します。

- (1) 安全で安心な地域づくりの推進
- (2) 就労支援・住居の確保支援
- (3) 保健医療・福祉サービスの利用推進
- (4) 非行の防止・学校と連携した修学支援
- (5) 広報・啓発活動の推進

村民一人ひとりが住みよい地域となるよう、安心して暮らせる地域づくりを目指すことで、「再犯防止」につなげます。

6 具体的取組

- (1) 安全で安心な地域づくりの推進

犯罪を防ぐためには、一人ひとりの防犯意識の向上が重要です。防犯に関する啓発活動を実施し、防犯意識の向上を図ります。

ア 防犯灯の設置

地域の治安向上を目的に防犯灯を設置及び修繕等する際の費用を補助します。

イ 防犯ボランティア活動の推進

青色防犯パトロール等の自主防犯パトロールの活動を支援します。

ウ 関係機関との連携

警察や防犯協会などの関係機関と相互に協力連携して、安心・安全で犯罪の起きにくい地域づくりを推進します。

また、人権擁護委員と連携し、地域社会・学校・職場などあらゆる場における人権意識の向上のため啓発活動を行います。

(2) 就労支援・住居の確保支援

前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格を有していないなどの理由から求職活動が進まない場合や、障がいがあるため就労や就労定着が難しい場合があります。

また、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所するケースもあり、地域社会において安定的な生活を送るためには住居の確保が重要です。

刑務所出所者等であるか否かに関わらず、利用可能な既存の各種制度の活用を含め、関係機関との連携により就労支援を行うとともに、住居の確保を支援します。

ア 就労支援

ハローワークやジョブカフェ等の関係機関と連携し、障がいの有無など個人の状態に応じて利用可能な制度についての情報提供を行います。

イ 住居の確保

保護司等と連携し、村ホームページやのんちゃんネットなどに掲載される村営住宅の募集や空き家などの情報を提供します。

(3) 保健医療・福祉サービスの利用推進

犯罪をした者等が高齢者又は障がいがある者であった場合、必要な福祉的支援に結びつけることが犯罪の常習化を防ぐために有効な場合がありますが、保健医療や福祉サービスを受けることができるにも関わらず、その制度を知らない、知っていても手続きをしない、あるいはできない者がいることから、関係機関と連携・協力して適切なサービスを受けられるように支援します。

ア 相談・支援の充実

様々な相談に対応できる体制を整えるとともに、相談内容に応じた福祉サービスを提供できるよう、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、相談・対応支援の充実を図ります。

また、生活の安定と経済的自立を図ることを目的として、社会福祉協議会が実施する各種貸付制度について情報提供します。

イ 保健医療・福祉サービスの利用支援

保健医療・福祉サービスを適正かつ適切に受けられるよう情報提供を行うとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携して利用を支援します。

ウ 成年後見制度の利用促進

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な犯罪をした者等が介護福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などができるよう成年後見制度の利用について情報提供します。

(4) 非行の防止・学校と連携した修学支援

非行は家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合って発生しています。非行を生まない地域社会の実現に向けて、地域全体で青少年を見守り、明るく健やかな成長を支えることが重要です。

ア 相談体制の充実

教育や子育て、進路等に悩んだときに相談を行うことができる体制を整えます。

イ 非行の防止と修学支援

小・中学校や関係機関と連携し、情報共有を図りながら、非行の防止と必要な修学支援を行います。

学習費用や受験料の捻出が困難な者を対象に、子どもたちの進学に必要な資金を援助します。

(5) 広報・啓発活動の推進

再犯防止等に関する施策は、村民にとって必ずしも身近ではないため、村民の関心や理解が得にくいものとなっています。

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、地域で孤立することがないように村民の理解と協力を得ることが必要です。

ア 広報・啓発活動の推進

立ち直ろうとする人を地域で受け入れる土壌を育てるため、村広報やホームページに啓発記事を掲載するほか、保護司会と連携して村のイベント会場で啓発活動を実施し、地域の理解促進を図ります。

イ 「社会を明るくする運動」の推進

毎年7月の「社会を明るくする運動」の強調月間にあわせ、内閣総理大臣メッセージ伝達や中学生を一日保護司に任命しての意見交換会を通じ、「社会を明るくする運動」への理解を推進します。

【資料】久慈警察署管内における罪種別検挙の状況

(単位：人)

罪種別検挙人員		総数	初犯者数	再犯者数	再犯者率 (%)	犯行時の年齢別(歳)					
						20-29	30-39	40-49	50-59	60-64	65以上
令和元年度	刑法犯総数	28	17	11	39.3	2	5	8	2	2	9
	凶悪犯	3	2	1	33.3	0	0	2	0	0	1
	粗暴犯	7	6	1	14.6	0	2	3	0	1	1
	窃盗犯	13	5	8	61.5	1	2	2	2	1	5
	知能犯	0	5	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	風俗犯	1	1	0	0.0	0	1	0	0	0	0
	その他	4	3	1	25.0	1	0	1	0	0	2
	覚せい剤取締法	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	麻薬等取締法	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	2	1	1	50.0	2	0	0	0	0	0
令和2年度	刑法犯総数	34	20	14	41.2	3	7	5	3	4	12
	凶悪犯	4	3	1	25.0	1	1	1	0	0	1
	粗暴犯	3	2	1	33.3	0	1	0	1	1	0
	窃盗犯	20	11	9	45.0	1	1	3	1	3	11
	知能犯	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	風俗犯	3	1	2	66.7	1	2	0	0	0	0
	その他	4	3	1	25.0	0	2	1	1	0	0
	覚せい剤取締法	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	麻薬等取締法	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	刑法犯総数	34	20	14	41.2	1	3	4	6	3	17
	凶悪犯	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	粗暴犯	5	4	1	20.0	1	2	0	0	0	2
	窃盗犯	20	8	12	60.0	0	0	2	5	2	11
	知能犯	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	風俗犯	1	1	0	0.0	0	0	0	0	0	1
	その他	8	7	1	12.5	0	1	2	1	1	3
	覚せい剤取締法	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	麻薬等取締法	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0

資料：法務省矯正局データに基づき作成

※「再犯者」とは、刑法犯、特別刑法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有する者をいう。（犯行時年齢が20歳以上のものを計上。）

○用語の説明

- ・凶悪犯：殺人・強盗・放火・強姦性交等
- ・粗暴犯：暴行・傷害・恐喝・脅迫等
- ・窃盗犯：他人の財産を窃取する全ての行為（空巣、万引き等）
- ・知能犯：詐欺・横領・偽造・賄賂・背任等
- ・風俗犯：わいせつ・賭博等

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

野田村再犯防止推進計画
令和5年12月 発行

〒028-8201

岩手県九戸郡野田村大字野田第20地割14番地

野田村役場 住民生活課

電話 0194-78-2928